

鷹取祐司 著

秦漢官文書の基礎的研究

青木俊介

「本書は、簡牘資料を主たる材料として、秦漢時代官文書の書式や用語について考察を加え、秦漢官文書理解の基礎を確立することを目指す」（四頁）し、著者である鷹取祐司氏が、これまで発表されてきた諸論考を増補・改訂・再編してまとめたものである。優に七〇〇頁を越える大著であり、限られた紙幅の中でその全貌を紹介することは極めて難しい。そこで要所をあげて概観しつつ、評者なりに感じたことをコメントしてみたい。

第一部「秦漢官文書の種類と用語」第一章「漢代官文書の種別と書式」では、キーワードをもとに文書を集成・分類して、それぞれいかなる書式であったかを検討する。はじめに、「某到」という文言の「某」とは、それが記された文書自体を指しているということにもとづき、「書到」「檄到」「記到」を含む文書を集成する（第一節）。その上で、書と記には文書発信日附・発信者・書き止めの記載に違いがあり、それぞれ一定の書式を持っていることから、ともに文書種別の一

つであると言く。他方、檄については、書・記兩方の書式を含むことから文書種別ではなく、棒状の多面體木簡である觚に記された文書のことと見なす（第二節）。

續いて、書と記の書き止め文言に注目し、「如律令」「如詔書」が用いられる書は、皇帝の命令である詔書や律令と同等に扱われる文書、「有教」「有府君教」が用いられる記は、長官の指示を受けた吏が作成・発信した文書と性格づける。さらに、運用面における兩者の違いをあげる。特に、書の用途が職務上の聯絡に限定されていたのに對し、記はそれに加え、個人的な用件まで幅廣く用いられたとして、書と記の相違を「フォーマル（正裝）とカジュアル（平服）の違い」（五五頁）とする。ただし、文書としての機能においては兩者の間に明確な差違を見出すことはできないと述べる（第三節）。

第四節では割符でない符を取り上げ、それらが共通して封泥匣を有することから、發給者の印による保證を受けた吏の外出・移動許可證であったとする。なお、漢簡には「符到」という表記が見えるものの、符は文書種別ではなく、通行證として用いられた封泥匣つきの簡や割符の總稱であるという。

第五節では、符と同じく通行證とされた傳に附言する。傳の形状には封泥匣を持つものと通狀の文書と同じ兩行簡のものがあり、後者は傳舎の利用許可と食糧支給を命ずる「當舎傳舎」の記載がある場合に用いられ、改竄を防ぐために封緘用簡牘を重ねて封緘されたとする。

その特徴をもとに「何が官文書なのか」をはつきりさせ、舞臺設定を行った章である。結果、本書の考察対象が書と記であることが示された。殊に、これまでは漠然と「文書」という認識でしかなく、それゆえに等閑視されていた書について定義づけを行った意義は大きい。しかし、檄Ⅱ觚と斷ずるのは早計ではなからうか。板狀の簡牘ではなく、敢えて棒狀の觚を用いるのに何らかの理由があったことは疑いない。その理由こそを元來の檄の特徴として重視すべきであり、檄が觚に書寫された文書を指しているというのは本末轉倒ではないか。本書の目的からは外れるかもしれないが、書式だけでなく、傳送方法や取扱方法の違といった多角的なアプローチが必要とならう。

第一部第二章「秦漢官文書の用語」では、官文書において常用される語句・句法を把握する。第一・二・四節では、文書の下達に關聯する文言を考察する。文書下達の句法である「A告B謂C」についての解釋は、AがBとCに下達したと解する並行下達説と、AがBに對してCへの再下達を命令したと解する再下達命令説に分かれており、その當否が検討される。ここで著者は、各段階の下達文言が残される冊書の特徴に着目し、肩水金關址で出土した「甘露二年御史書」において、B（都尉）がC（縣）ではなく、下屬機關の吏に下達していること、懸泉置出土の「調史監遮要置冊」および「失亡傳信冊」では、紐で編綴されたままであるにもかかわらず、B（史敝、部都尉）によるC（效穀縣、縣官官）への中繼部分が存在しないことに依據し、並行下達説を是とした（第一節）。

次に、發信者と受信者の身分差が大きい場合は「謂」を、近い場合は「告」を、より差が小さい場合は「敢告」が下達文言として使用されたという大庭脩氏の説¹⁾について前章で集めた書と記の分析から實證し、秦簡においても妥當であることを示した。また「下」は、何らかの文書の下達に附随し、本來的には「ある文書を」下達する」という目的語をとつた表現であるとする（第二節）。

中繼轉送文書に見られる「寫移某到」については、これまで「寫移せる某到らば」と讀まれてきたが、「書到」がしばしば省略されること、「寫移」との間に目的語が入る例があることから途中で斷句し、「(受領した文書を)書き寫して送付する。この文書某が届いたら」と解釋すべきと論じる（第四節）。

第五・七節では、書き止め文言の意味と性質を明らかにする。はじめに、これまで「その他は……の通り」と解されてきた「它如……」の再検討を行う。張家山漢簡「奏讞書」の事件に關する供述には、他の供述と重複する部分が例外なく存在することを指摘し、各供述の後に附された「它如某(某は別人の供述)の「它」は「他」ではなく、「それ」という代名詞的用法であつて、「它如……」は「它」の指す内容と「……」との一致を示す表現であるとす。具體的な意味は使用される場面によってやや異なり、律令や爰書の手書き止めの場合には、「以上の内容を……とする」、尋問での供述に附さ

れる場合は、「以上の内容は……を裏づけるものである」、下達文書の書き止めとしての「它如律令」は、「以上の命令を律令と同じと思つて遂行せよ」となる（第五節）。「如律令」は「它」を省略した形で、文書の内容に對應した律令の存在を想定し難い場合もあることから、漢簡の段階では、「以上、しかるべく執り行え」という程度の慣用語であつたとし、「如詔書」も同様であるという。ただし、先行する下達文書「某某」の指示通りに行えという「如某某律令」などには、實質的な意味もある程度残存していたとし（第六節）、「以律令從事」「承書從事」は、依據すべき具體的な律令や詔書がある際に用いられたとする（第七節）。

第八節では「須」、第九節では「謁」を解釋し、前者は命令先への命令完遂の念押し、後者は相手への依頼や要求・請願に用いられたという。

結語で著者自身が述べているように本書の中核部分であり、ここでの用語解釋が以後に展開される文書讀解の基礎となる。冊書の前後關係を的確に把握して導き出す論證が絶妙で、第一節の竝行下達説や第五節の「它」についての見解は説得力に富む。第三節では、秦簡で事例の多い、受信者の官名に添えられる「主」について考察を加えている。評者はかつて「主」を主管者・責任者の意味と解したのだが、本書では文書受信者に對して敬意を表す語としている。確かにそのほうが、「丞主」などの次官に對する使用を無理なく理解できるし、「敢告部都尉卒人（卒人）は敬稱」と「敢告西陽丞主」の句法的對應關係も納得できないではない。しかし腑に落ちないのは、縣丞が明らかに格下である倉などに對しても「主」をつけていることである。身分差の小さい「告」と併用されているからと著者はいうが、里耶秦簡Ⅱ③1560では縣丞が倉番夫に對し、「謂」を用いて下達している。今後公表される里耶秦簡によつて、この點が明確になることを期待したい。

第二部「文書の傳送」第一章「漢代の詔書下達における御史大夫と丞相」では、上奏と詔書の下達において、皇帝と丞相の間に御史大夫が介在することにもとづき、御史大夫を皇帝祕書官と見なす大庭脩氏の説を検討する。まず、上奏の過

程を明らかにするにあたり、張家山漢簡「二年律令」津關令などによって、「上某書」で示される上奏文の上呈者と、「以聞」で示される作成者との對應關係を分析する。その結果、上呈者は常に丞相（相國）であるが、作成者は御史單獨、あるいは丞相・御史の聯名であつて、兩者は完全には一致しないことを指摘する。そして、實體として上奏文を作成する以聞者に對し、それと一致しない上呈者は實體のない存在であつて、「丞相上某書」も文書上呈經路に即した實體のある記載ではなく、形式的なものに過ぎないとした。よつて、他官の文書は現實には御史および丞相・御史の作成する上奏文に引用されることで皇帝に奉られるのであり、官位の高い丞相から低い御史大夫へ「上」げられるという狀況は生じないと結論づける（第二節）。詔書の下達については、『史記』三王世家の分析から、裁可された詔書が最初に以聞者へ下されていることを指摘し、御史大夫に最初に下達されている場合も皇帝祕書官であつたからではなく、以聞者であつたためと斷じる（第三節）。

以上を受けて第四～六節では、上奏・詔書下達における役割から丞相と御史大夫の立場を明示する。御史大夫皇帝祕書官説の根據の一つには、御史大夫が施行細則や實施原案を作成した上で上奏しているということがある。著者はこれを、百官を統括する副丞相としての職務であるとして退ける（第四節）。續いて御史大夫↓丞相↓諸官の順に詔書が下される理由については、丞相から内外諸官に下達する形をとること自體に意味があつたとし（第五節）、以聞などの現實的な實務擔當者で百官を統括する御史大夫と、形式的な上呈や諸官への下達など、百官と天子をつなぐ理念的存在であつた丞相という役割の違いを読み取る（第六節）。

第四節で公車上書に觸れ、公車司馬に届けられた上書は尙書がはじめて開封し、尙書令が皇帝に読み上げるのであつて、その過程に御史大夫は介在しない。したがつて、御史大夫が引用する（つまりはその内容を讀んでいる）他官の文書は、上書ではあり得ないという指摘がなされている。興味深い指摘だが、『漢書』百官公卿表によれば、御史大夫屬下の御史中丞が「公卿の奏事を受く」とのことで、公卿からの上奏と公車上書の過程は異なつていたようである。さらに、御史大夫

の管下には圖籍祕書を掌る蘭臺がある。御史大夫と上奏文・詔書とのかかわりには、蘭臺への保存という側面もあるのかもしれない。

第二部第二章「秦漢官文書の下達形態」では、秦簡・漢簡の文書下達の辭として見える「以道次傳別書、相報。不報者重追之。書到言」を取り上げ、統治機構の統屬系統に沿った下達と異なる経路があったのか検証する。まず、その句讀を確定した上で（第一節）、「経路の順番に同一文書の寫しを傳送し、（別書）受信者は（別書）受信時に（別書）発信者に）報告せよ。報告してこない場合は（別書）発信者が（別書）受信者に）重ねて督促せよ。文書が届いたら受領報告をせよ」の意味であるとする（第二節）。そして、里耶秦簡にもとづいて「以道次傳別書」の具體的な傳送形態を確認し、統屬関係に沿わないで、一本の交通路上に位置する縣を順次回覽板方式で傳送するものであることを明らかにした。また、統屬関係に沿った下達経路から「別」れて傳送される文書を「別書」と呼ぶという（第三節）。

本章第四節では「文書下達の二つの形式」と題し、例えば里耶秦簡Ⅱ⑤⑥では、「遷陵守丞敦狐敢告尉、告郷・司空・倉主」という遷陵縣からの直接送付と、「尉別書都郷・司空、司空傳倉、都郷別啓陵・貳春」という回覽板方式の二種類の下達形態が、同一文書上に記載されている點を検討している。結論としては、Ⅱ⑤⑥の発信記録から尉に送付しただけとわかるので、実際には回覽板方式のみで傳送されたとする。しかし、「（敢）告」はそもそも「送付」ではなく「通知」を意味する。よって、前者は命令の對象者を示しているのであり、文書の傳送方法を指示する後者とは性質が異なると考えられる。後者で具體的な郷名が挙げられているのに對し、前者で「郷」としかいわないのはそのためだろう。

次に続く三つの章では、各種文書傳送方式の實態を把握した後、それを懸泉置および居延・肩水地域にあてはめて實證・補完がなされる。はじめに、第二部第三章「漢代の文書傳送方式」において、簡牘史料の記述から秦漢時代の文書傳送方式として、郵行方式・縣次方式・亭行方式・燧次方式の四種類を設定した。そして里程簡の記載にもとづき、縣城と置をつなぐ形で幹線道路が形成されていたとする。さらに、このような幹線道路上に位置した懸泉置址より、「縣次吏馬

行」「郵行」という二種類の方式が併記された文書傳送記録が出土していることから、郵行方式と縣次方式の経路は幹線道路上に重なって設置されていたと論じる。兩者の違いについては、郵行方式が原則十里ごとに設置された郵を順次遞傳していく方式で、郵で運び手が交代するのに對し、縣次方式は「縣次（縣の順番で）」とあることから、縣を順次遞傳していく方式で、同一人物が次の縣まで運んだと推測する（第一節）。

次いで、尹灣漢簡「集簿」に見える東海郡の郵の數と、同「元延二年日記」から復原できる交通路の里數とを照らし、郵が一部の幹線道路（下邳―郿―臨沂）のみに置かれていたことを論證した。加えて、懸泉置漢簡の記載と合わせて郵の吏が亭行方式についても管理していたことを指摘し、幹線道路上に縣次・郵行方式の経路上にない部分については、亭行方式で傳送されたとする（第二節）。なお、燧次方式は、何らかの情報をその地域に存在するすべての亭燧にリレーして傳送する方式で、局地的に運用される文書傳送方式であったという（おわりに）。

第四章「漢代懸泉置周邊の文書傳送」では、懸泉置漢簡の文書傳送記録を集成し（第一節）、文書授受者の所屬施設とその肩書きを基準として分析を展開する。結果、漢代の懸泉置周邊地域に、郵人や驛騎（驛馬）が騎置を傳送する郵行方式、卒が亭をつなぐ亭次方式、置を傳送する縣次方式（傳送者は状況に応じて適宜選ばれる）という三つの文書傳送経路が存在していたことが明らかとなり、その具體的経路を提示した（第二―三節）。また、各方式で傳送される内容の違いから、郵行方式は皇帝發受信文書および「急書」などの傳送を専ら擔當するものであり、中繼點で文書を集配しながら傳送する縣次方式こそが漢帝國全土の動脈としての役割を果たしたと論述する（第四節）。

第五章「漢代居延・肩水地域の文書傳送」では、懸泉置周邊と同様に、居延・肩水にも三方式の文書傳送経路が設定されていたことを見出し、従來の研究では混線状態だった遞送ルートを正すことに成功した。それから、複數方式の傳送ルートが重なる結節點が存在し、そこで郵行方式や縣次方式から亭行方式への接續が行われたとする（第一―三節）。

文書傳送方式の種別についてはつとに意識されてきたが、本研究によってその具體像がようやく明確になったといえる。

文書授受者の肩書きによる伝送方式の判別は今後の研究における指標となろうし、結節点についての指摘は伝送記録の讀解に注意を促すことになる。ところで、縣次方式が幹線道路上で郵行方式と並行していたというのは理解できる。ただ、縣を順次遞傳していく方式で、同一人物が次の縣まで運ぶのであれば、幹線道路には限られないのではなからうか。著者は懸泉置漢簡 II 90DXR0213 ③：26 をあげ、廣至縣から效穀縣廷まで亭でリレーしていることから、效穀縣廷は縣次方式の文書傳送経路上になかったとする（二八一—二八二頁）。しかしこの簡は、この時の傳送が亭行方式によって行われたことを示すに過ぎず、廣至—效穀間の傳送に縣次方式が用いられなかったことを必ずしも意味していない。縣次方式についてはまだ検討の餘地がありそうである。

第二部第六章「文書の宛名簡」では、文書の送付先や傳送方法が記載され、發信者の印文と配達日、配達者が記録される宛名簡についての考察がなされる。第一節で先行研究の整理を行い、問題點が封泥匣のない無匣宛名簡の使用方法に集約されることを指摘すると、第二節では封泥に残された痕跡に依據して、無匣宛名簡も有匣宛名簡と同様に文書の封緘に用いられ、封泥を直接つける形で封緘したと論じた。

續いて宛名簡を集成し、官文書か書信か、封泥匣の有無、傳送方式記載の有無、印文・配達記録の有無によって分類を行い（第三節）、宛名簡の形状は發信者の官位や開封防止措置の要不要で使い分けられていたに過ぎず、文書の傳送方法などとは關係ないこと（第四節）、候官管區内から發信される文書は直接または亭行方式のルートに便乗して候官に届けられるので、「以郵行」「以亭行」などの傳送方式の記載は不要であったこと、候官管區外から發信される文書の場合、「以郵行」と明記される場合以外は縣次方式および亭行方式で傳送された。それゆえ、郵によって傳送される文書以外は傳送方式の記載が不可缺ではなかったことを論證した（第五節）。

簡牘を研究する際は簡牘のみならず、その周囲にも目を配らねばならない。封泥の痕跡に着目した第二節の考證はそれを端的に表したものである。評者は、無匣宛名簡は小型封泥匣簡と一緒に使用されたと考えていた。^④それは、里耶秦簡の

小型封泥匣簡(二⑤)など)には「遷陵以郵行洞庭」といった宛名・傳送方法・發信者の記載があるものの、裏側に書かれていて封緘時には機能しないため、併用されていた無匣宛名簡の記載を記録として寫し取ったものと見たからである。無匣宛名簡の使用方法にはバリエーションがあったのだろう。

第三部「斷獄の文書」では、前半で舉劾文書冊の復元を通して舉劾手續きの手順を把握した後、後半において、「劾」とはそもそも何なのかという本質的問題を解き明かす。第一章「漢代の舉劾文書の復元」では、最初に甲渠候官出土の舉劾文書に含まれる送付用文書を四種類に分け、各内容について、送り状A(「謹移劾狀一編」)Ⅱ「劾狀」を候官へ送付する際の送り状、文書B・B'(「發信者」劾移居延獄)Ⅱ「發信者」劾將某詣居延獄)Ⅱ發信者が居延縣獄に對して違法行爲者を舉劾する文書(B'は被舉劾者を確保している場合)、中繼轉送文書C(「移居延寫移」Ⅱ受領文書を書き寫し居延縣に轉送する際に追加された文書とする)。

次に、舉劾文書本文には、「狀辭曰」ではじまり「狀具此」で結ぶ「本文『狀』」と、この書式をとらない「本文非『狀』」とがあることを指摘する。具體的記載内容はどちらもほぼ同じであるが、使用文言の詳細な検討を通じ、舉劾者の身元記載を含み、舉劾に至る経緯の説明(Ⅱ狀)に重點があるものが前者、舉劾者が被舉劾者の罪名指摘をする「案」を含み、被舉劾者の違法行爲の指摘に重點を置くのが後者であることを明らかにした。そして以上にもとづき、甲渠候官出土の舉劾文書における手續きを次のように復原する。舉劾者↓(本文「狀」+送り状A)↓甲渠候官↓(本文「狀」+送り状A+中繼轉送文書C)↓居延縣、舉劾者↓(本文非「狀」+文書B[本文非「狀」+文書B'+被舉劾者])↓居延縣獄。この復原された手續き過程から、舉劾に軍政系統はまったく關與しておらず、民政系統である縣・縣獄によってすべて處理されていたと論じらる。

第二章「斷獄手續きにおける『劾』」では、違法行爲を働いた官吏を罷免し懲罰するための彈劾を「劾」だとするこれまでの理解では、舉劾よりも前に罷免されている事例があること、候官の屬吏の人事権は都尉にあるにもかかわらず、舉

劾文書は縣・縣獄に送付されていること、民間人が舉劾されている事例があることを解釋できないとし、疑義を呈する（第一節）。そして、民間人と戍卒が舉劾されている具體例をあげて、「劾」の対象が官吏に限られないことをまず明示した。

それから、舉劾対象となった行爲が律令違反にあたることを指摘し、「劾」とは、官が刑罰に處せられるべき罪を犯した者を治獄の場である獄に對して通告し、その身柄をも護送する手續きであり、いわゆる刑事裁判に相當する斷獄の手續きを開始させるものであると結論づけた（第二節）。なお、同じく斷獄を開始させる手續きである「告」については、犯罪行爲を見知した者による官吏への通報であるとする（おわりに）。

舉劾文書の中でこれまで混同されていた軍政機關による人事權の行使と、民政機關による斷獄とを截然と區別し、舉劾の本質が後者の側にあることを明示した貴重な研究である。舉劾手續きに軍政系統は關與せず、民政系統ですべて處理されるのだから、舉劾は本來縣に對して直接行われるものであったと考えられる。甲渠侯官址出土の舉劾文書では侯官が中繼轉送しているが、その役割は「受附窓口」にあたる。ここで想起されるのが、「二年律令」具律一〇一簡の「其の縣廷より遠き者は、皆在所の郷に告するを得。郷官は謹しみて聽き、其の告を書して縣道官に上せ」という規定である。民政系統との對比において縣に擬される侯官だが、斷獄手續きでの役割は郷と同等であったということであろうか。

第四部「聽訟の文書」では、漢代における債權回收手續きの原則を確認した後、甲渠侯粟君の債權回收をめぐるトラブルが記録された「侯粟君冊書」の再檢討を行う。第一章「漢代邊境における債權回收手續き」では、戍卒と在地吏民との間に生じた債權の回収は官によって行われたが、それには債權者が「自言」によって回収を申し立てる形式と、そうでない形式の二つがあることを指摘した。債權回收命令書においては「自言」のない形式に限り、承服しない場合は自證爰書を作成・送付するよう求めており、債權の内容を記した責名籍にも「自言」のあるものかないものがある。このことから著者は、「自言」のつかない形式は、つく形式と明確に區別される何らかの手續きが踏まれていたことを想定する（第一

節)。

それを受けて、やはり債権回収に係り同様の記載の違いを持つ質賣名籍を分析し、「自言」のないものは事實保證となる契約券のもとに作成されていることを突き止めた(第二―三節)。さらに、虚偽の證言をした者を處罰する證不言請律のもとで作成された爰書も、券と並んで事實保證力を持つていたとする。そして以上から、事實保證された債権に承服しない場合は、同等に自證爰書での反證が求められ、單なる自己申告である「自言」に對しては、自證爰書を必要としなかつたという結論に達した(第四節)。

第二章「證不言請律と自證爰書の運用」では前章の内容を踏まえ、爰書に對する理解を深める。第一節においては、各種爰書の讀解によつて、「爰書」という書き出しから「它如爰書」という結びまでが一通の爰書の記載内容であることを確認し、それら文言の間に二通の爰書を想定する粂山明氏の説を否定する。續いて、居延漢簡の「石君佚責名籍」と「燧長失鼓册書」を検討して、爰書は證不言請律によつて眞實性を擔保された「公證文書」であると主張し、それがために爰書によつて同一案件につき、重複して證言することはなかつたという。その他、自證爰書の運用上の特徴として、債権回収以外でも「爰書には爰書を」という手續きが適用されたこと、「自言」による供述や訴えに對して爰書で反論できるところ、複数の當事者の爰書による證言が一致しない場合は先に證言した側を再度尋問することをあげる(第二―四節)。しかし、「おわりに」において、同一案件について作成されないという爰書の特徴が「候粟君册書」では矛盾することに觸れ、以後、同册書の再検討へと展開していく。

第三章「前言解」の意味と尋問命令の再録」では、「候粟君册書」再検討の豫備作業として、まずは册書中に見える「前言解」という文言の解明に着手する。そして、漢簡における用例と類似表現「前言狀」との對照、尋問結果報告文書における指示内容から、「先に辯解は報告済み」という意味の文書發信者による補足的記載であることを明らかにする

(第一―四節)。

また、「候栗君冊書」の尋問結果報告文書に、二度の尋問命令が二度とも再録されている意味を考えるにあたり、『史記』三王世家における上奏での制詔の再録、漢簡の報告文書における府記や官記の再録状況を根拠として、冒頭に命令を原文のまま再録している報告文書は、再録されたその命令に對する報告であることを指摘した（第五〜六節）。

以上で得られた知見を土臺として、第四章では「『候栗君所責寇恩事』冊書の再検討」に本格的に取りかかる。手始めに同冊書が、I建武三年十二月三日附、栗君に對する債務不存在を證言した寇恩の自證爰書（三日附爰書）、II同十六日附、同内容の寇恩自證爰書（十六日附爰書）、III同十九日附、都郷齋夫の居延縣廷宛て寇恩尋問結果報告文書（都郷齋夫報告文書）、IV同二十七日附、居延縣廷の甲渠候官宛て文書（居延縣廷文書）という四つの部分によつて構成されていることを述べ、記載内容から一聯の經緯を整理する（第一節）。しかしながら、記載内容と前章までの考察結果とを照合すると、眞實性が擔保された爰書であるIに對して居延縣廷が「疑非實」としていたり、栗君が爰書による反論をしていなかったりし、また、同一案件について同内容の二通の爰書（I・II）が作成されているなどの矛盾があることが示される（第二節）。

第三節では中繼轉送文書の有無などを根拠に冊書各部分の送付状況を検討し、都郷齋夫↓（I・II・III）↓居延縣廷↓（I・II・III）+（IV）↓甲渠候官であつたことを明らかにした。そしてこれにもとづき、第一回寇恩尋問では爰書によつて證言したが、都郷齋夫は單なる供述として居延縣廷に報告し自證爰書を送付しなかつたという假説が立てられ、次節で栗君と居延縣廷がとつた實際の對應を検討して假説に誤りのないことを證明し、先の矛盾を解消する。この説を據り所として著者は、「候栗君冊書」をめぐる經緯を次のように解釋し直す。

- ① 栗君が爰書によらずに寇恩を居延縣廷へ訴える。
- ② 居延縣廷が都郷齋夫に寇恩尋問を命令。
- ③ 都郷齋夫が尋問し、寇恩の債務不存在を證言する三日附爰書を作成。
- ④ 都郷齋夫が尋問結果を居延縣廷に報告。爰書による證言事實の通知および自證爰書の送付をしなかつたため、居延縣廷は寇恩の辯解を單なる證言と見なす。
- ⑤ 居延縣廷が寇恩の債務不服の尋問結果を栗君に通知。
- ⑥ 栗君が爰書による證言を寇恩にさせようとして、居延縣への移動許可を都尉府に申請。
- ⑦ 都尉府が居延縣廷にはつきりさせるよう命令。
- ⑧ 居延縣廷

が都郷齋夫に寇恩の再尋問を命令。⑨都郷齋夫が再尋問し、寇恩の債務不存在を証言する十六日附爰書を作成。⑩都郷齋夫が二度の尋問命令の両方に對する報告という形で、寇恩が債務不存在を自證爰書で証言したことを三日附爰書と十六日附爰書を添附して報告。⑪居延縣廷が都郷齋夫から送付されてきた二通の寇恩自證爰書と都郷齋夫報告文書を甲渠侯官に轉送し、粟君に自證爰書による債權存在の証言を求める。

第五章「漢代の聽訟」では、これまでに明らかとなった漢代西北邊境における債權回収手續きを以下のようによつて、前章で提示した「候粟君冊書」の経緯をそれにあてはめる。A債權者が債權回収を求めて債務者を訴える①⑥。B訴えを受けた官署が債務者の所屬官署や居住縣に債務者尋問・債權回収・結果報告を命令②⑦⑧。C債務者の所屬官署や居住縣が債務者を尋問し債權を回収③⑨。D債務者の所屬官署や居住縣が債務者尋問結果を債權者に報告④⑤⑩⑪。これにより著者は、「候粟君冊書」は訴えられた債務者（寇恩）の尋問結果を訴えた債權者（粟君）に報告しただけのものと看破し、府または縣廷が審理して判決を下したものと捉える先行研究を否定した。加えて、冊書に續く手續きについても觸れ、粟君が自證爰書で証言しなければ寇恩の債務不存在の主張を承服したこととなり聽訟手續きは終了する。もし、粟君が自證爰書で反論したならば寇恩の偽證を証言することになるので、爰書レベルの聽訟から證不言請律違反をめぐる斷獄へ移行するであろうことを想定する。

文言の意味や手續きを一つ一つ着實に押さえ、冊書の解明に結實させる流れは著者の眞骨頂である。「候粟君冊書」の解讀もさることながら、それに至る過程で明らかとなった「爰書には爰書を」や一案件一爰書の原則、命令再録の原則などは、今後の研究に裨益するところが大きい。ところで著者は、「紛うかた無き眞實」である爰書に對し、「自言」は單なる自己申告で「嘘でも構わない」という。つまり、「自言」による官への申し立ては、もとより疑いの目で見られるというリスクを負う。はじめから自證爰書で証言すればよいものを、なぜ敢えて「自言」による申し立てが行われるのか。その説明が必要と思われる。

最後に、本書の持つ意義を評者なりに述べて締め括りたい。かつて漢簡研究に古文書學的方法を持ち込んだのが永田英正氏であつた。⁽⁶⁾永田氏は書式にもとづく集成・分類を行い、體系化することで、零細な簿籍簡を分析可能な史料とした。これを文書に應用したのが本書の研究である。集成↓分類↓分析を通してその語句の用法や意味を明らかにする文書簡による文書簡解釋は實際的で、より正確な文書理解につながっている。

「官文書の基礎的研究」と銘打っているものの、その目的とするところが制度の解明にあることは、本書の構成から見ても疑いない。制度研究というと、研究者の主観によってある程度の枠組みを設定し、そこに史料をはめ込んでいく形になりがちである。對して本書における制度研究は、制度を支持する文書の解讀結果を積み重ねることによって結論を導き出すものであり、終始歸納的かつ客觀的に進められる。それは冊書の考察において色濃く表れており、大庭脩氏による冊書研究の發展形と見なし得る。このような正確な文書理解に根差した正確な制度理解は、今後の制度研究の指針となろう。

西北出土漢簡を主たる對象としながら、タイトルに「秦漢」と掲げていることにも本書の意義が表れている。近年、湖北・湖南一帯からの簡牘の出土が相次ぎ、それに對する研究が盛んとなつている。中でも里耶秦簡は膨大な數量と行政文書としてのバラエティー性を兼ね備え、注目的となつている。ただ、注目が集まるにつれて、西北漢簡の知識を持たずに秦簡を扱う研究者が増えつつあるようである。時代も出土した遺跡の性格も違つて、内容が相違するのは當然だが、書式や文言といった文書の根幹は多分に共通し、参照すべき點が少なくない。秦簡・漢簡を相互補完的に用いて議論を展開する本書はまさにそのことを證明しており、兩者を橋渡しして、今後の簡牘研究の基礎固めをしたといえる。

註

- (1) 大庭脩著『木簡』(學生社、一九七九年)一五五〜一五七頁。
 (2) 青木俊介「里耶秦簡に見える縣の部局組織について」『中國出土資料研究』中國出土資料學會、第九號、二〇〇七頁。

- 五年)。
- (3) 大庭脩「漢王朝の支配機構」および「居延出土の詔書冊」(いずれも同氏著『秦漢法制史の研究』創文社、一九八二年所収)。
- (4) 青木俊介「封検の形態發展——平板検の使用方法の考察から——」(靱山明・佐藤信編『文献と遺物の境界Ⅱ——中國出土簡牘史料と生態的研究——』東京外國語大學アジア・アフリカ言語文化研究所、二〇一四年)。
- (5) 靱山明「爰書新探——漢代訴訟論のために——」(『東洋史研究』第五一卷第三號、一九九二年)。
- (6) 永田英正「居延漢簡の古文書學的研究」(同氏著『居延漢簡の研究』第Ⅰ部、同朋舎出版、一九八九年)。
- (7) 大庭脩「居延出土の詔書冊」および「居延新出『候粟君所責寇恩事』冊書——爰書考補——」(いずれも前掲註(3)書所収)、同「冊書の研究」(同氏著『漢簡研究』第一篇、同朋舎出版、一九九二年)。
- 二〇一五年三月 東京 汲古書院
 二三纏 一〇七三〇十二四頁 一六〇〇〇圓十税